

ドア塗装等有機溶剤使用作業に使用されている主な化学物質

チェック欄	成分名(別名)	CAS RN	有機則の適用	特化則の適用	リスクアセスメント対象物質	発がん性物質	皮膚等障害化学物質	GHS標章
<input type="checkbox"/>	アクリル酸エチル (2-プロペン酸エチル)	140-88-5			○	区分2	○	
<input type="checkbox"/>	イソプロピルアルコール (イソプロパノール)	67-63-0	第2種		○			
<input type="checkbox"/>	エタノール (エチルアルコール)	64-17-5			○	区分1A		
<input type="checkbox"/>	エチルベンゼン	100-41-4	(特別有機)	特別有機	○	区分2	○	
<input type="checkbox"/>	エチレングリコール	107-21-1			○ (濃度基準値 10ppm)		○	
<input type="checkbox"/>	エチレングリコールモノブチルエーテル	111-75-2	第2種		○		○	
<input type="checkbox"/>	カーボンブラック	1333-86-4			○	区分2		
<input type="checkbox"/>	キシレン (ジメチルベンゼン)	1330-20-7	第2種		○		○	
<input type="checkbox"/>	クメン (イソプロピルベンゼン)	98-82-8			○	区分1B		
<input type="checkbox"/>	ケロシン (灯油)	8008-20-6			○	区分2	○	
<input type="checkbox"/>	酸化チタン (二酸化チタン)	13463-67-7			○	区分2		
<input type="checkbox"/>	酸化第二鉄(酸化鉄)	1309-37-1			○			
<input type="checkbox"/>	石油ナフサ	64742-95-6	第3種					
<input type="checkbox"/>	スチレン (フェニルエチレン)	100-42-5	(特別有機)	特別有機	○	区分2		
<input type="checkbox"/>	トリメチルベンゼン	25551-13-7			○			
<input type="checkbox"/>	トルエン (メチルベンゼン)	108-88-3	第2種		○		○	
<input type="checkbox"/>	二酸化ケイ素(シリカ)	7531-86-9				区分1A		
<input type="checkbox"/>	ヘキサメチレンジイソシアネート	822-06-0			○		○	
<input type="checkbox"/>	ミネラルスピリット	64742-47-8	第3種		○			
<input type="checkbox"/>	メタクリル酸メチル (2-メチルアクリル酸メチル)	80-62-6			○		○	
<input type="checkbox"/>	メタノール (メチルアルコール)	67-56-1	第2種		○		○	
<input type="checkbox"/>	メチルイソブチルケトン (MIBK)	108-10-1	(特別有機)	特別有機	○	区分1B		
<input type="checkbox"/>	メチルエチルケトンオキシム (ブタン-2-オン=オキシム)	96-29-7				区分2B	○	

ドア塗装等有機溶剤取扱い作業

リスク管理マニュアル

(2024年6月版)

本マニュアルは、厚生労働省令和6年5月8日技術上の指針公示第26号「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」2-2-1-(4)に記載されている「建設作業等、毎回異なる環境で作業を行う場合については、典型的な作業を洗い出し、あらかじめ当該作業において労働者がばく露される物質の濃度を測定し、その測定結果に基づく有効な呼吸用保護具の使用等を行うことを定めたマニュアル」です。

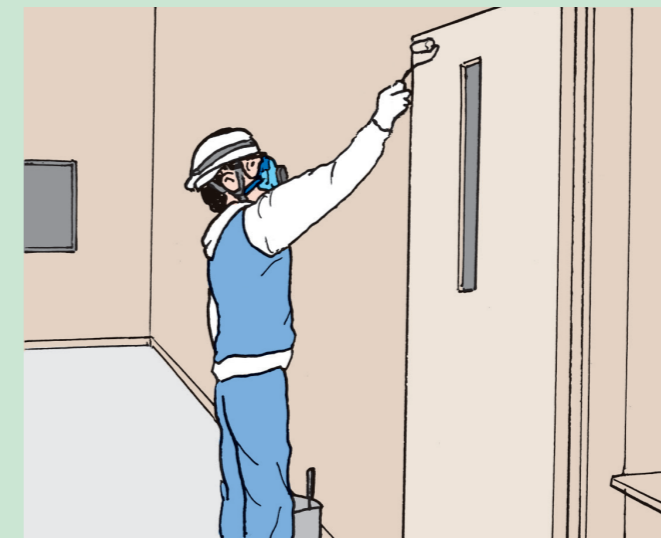
本マニュアルにより、






1. 作業ごとに労働者がばく露される物質の濃度を測定することなくその作業におけるリスクアセスメントを実施できること
2. 定められた措置を適切に実施することで、その作業において、リスク低減措置を実施することができること

となります。

本マニュアルの作成に当たっては、建設労務安全研究会の協力を得て、建設業における代表的な化学物質取り扱い作業を特定の上、建設業労働災害防止協会が、労働安全衛生総合研究所等の協力により、現場でのばく露測定調査を実施し、これらの作業におけるばく露実態を踏まえた労働安全衛生規則第577条の2第1項に定める有効な呼吸用保護具の使用を示しました。

なお、有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則の対象となる物質が含まれる溶剤を使用する場合は、それぞれの規則に従って、有効な保護具を使用しなければなりません。







作業	スプレー、刷毛又はローラーによる屋内ドア作業		取扱い会社名		元請会社名	
製品名		メーカー	作業内容		作業期間	
作業所名						
化学物質管理者		選任日	保護具着用管理責任者		選任日	
化学物質名	裏表紙のチェック欄にチェックする。		保護具の留意点	【防毒マスクの吸収缶】・吸収缶は、開封後数日使用する場合も最大で5日間までである。 (メタノールを含む製品を使用した場合は、再利用してはならない。) ・使用後は取扱説明書に従い、密閉容器に入れ、冷暗所で保管する。 【防護手袋】 ・使用する手袋は、化学防護手袋とする。選定した化学防護手袋の耐透過性クラスを確認する。		
発がん物質（特別管理物質又はがん原性物質）の有無						
危険性	 <ul style="list-style-type: none"> ○燃えやすい液体。上記が滞留すると爆発のおそれがある。 ○塗料かす、清掃等に使用したウエスなどは、空気中で酸化し、発熱、蓄熱すると自然発火するおそれがある。 		【リスク低減対策】	(1)換気	(2)マスク	(3)防護手袋を使用した作業
有害性	 <ul style="list-style-type: none"> ○アレルギー性皮膚反応を起こすおそれがある。 ○蒸気を吸入すると、アレルギー喘息または呼吸器困難を起こすおそれがある。 ○吸発がん性のおそれがある。 ○長期にわたる吸入や皮膚からのばく露により、①呼吸器、臓器、中枢神経系への障害、②生殖能力や胎児への悪影響のおそれがある。 					
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○吸入によりめまいや頭痛等の異常がある場合、速やかに現場から運び出し、医師の診断を受ける。 ○皮膚に付着した場合はすぐに拭き取り、石鹸水及び水で洗い流し。炎症等が出た場合、速やかに医師の診断を受ける。 ○眼に入った場合直ちに清浄な流水で数分間洗眼した後、医師の処置を受ける。 		その他注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・酸素欠乏危険場所（密閉空間、地下室等）での作業においては、自給式呼吸器を使用すること。 ・ウレタン・エポキシ樹脂を含む製品には、皮膚感受性、呼吸器感受性があるイソシアネート類が含まれている場合もあるので、保護具の着用に留意する。 		

作業内容		作業内容・製品に応じた呼吸用保護具	作業内容	防護手袋	保護眼鏡	保護衣	保護靴	記録欄	
①	刷毛の洗浄材料の攪拌（飛沫）	防毒マスク（有機ガス用）を使用する。（臭いがしたら、安全な場所（換気の良い場所）へ行き、吸収缶を即交換する。メタノールを含む製品を使用した場合は、吸収缶を再利用してはならない。）	①	ニトリルゴム製の手袋を使用する。（溶剤が付着した場合は、すぐに取り替える。）ただし、洗浄液の中に手を入れる場合は、多層フィルムを下にニトリルゴム製を上重ねて使用する。	側板（サイドシールド）付き保護眼鏡を使用する。			異常の記録（保護具忘れ、こぼした、眼に入ったなど）応急処置の記録等	
②	スプレー塗装	全面形面体防塵機能付防毒マスクを推奨する。（臭いがしたら、安全な場所（換気の良い場所）へ行き、吸収缶を即交換する。メタノールを含む製品を使用した場合は、吸収缶を再利用してはならない。）	②			皮膚が露出しない服を使用する。（夏季においては、熱中症対策が必要）	安全靴を使用する。		
③	刷毛、ローラーでの塗装（接触）	狭隘な場所、地下室での作業、㊸が含まれる溶剤を使用する場合は、防毒マスク（有機ガス用）を使用する。（臭いがしたら、安全な場所（換気の良い場所）へ行き、吸収缶を即交換する。メタノールを含む製品を使用した場合は、吸収缶を再利用してはならない。）	③	ニトリルゴム製の手袋を使用する。（溶剤が付着した場合は、すぐに取り替える。）	上向き作業の場合は側板（サイドシールド）付き保護眼鏡を使用する。				
④	だめ直し等少量の溶剤を使用する塗装（接触）		④						
保護具着用管理責任者（前日までに記入）	㊸㊹㊺㊻を記載		選択したマスクを記載		選択したものを記入			各作業員全員確認サイン	
従事する作業内容（当日記入）	㊸㊹㊺㊻を記載		実際に使用したものを記載		実際に使用したものを記載			元請確認	

*㊸有機溶剤中毒予防規則の適用物質、㊹特定化学物質障害予防規則適用物質、㊺皮膚等障害化学物質（労働安全衛生規則第594条の2（令和6年4月1日施行）及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リストに記載されている物質）

マニュアルの記入要領について(ドア塗装)

● 化学物質管理者が記載 (前日までに)

- 1 マニュアルに貴社名、元請名、作業所名、作業内容、作業期間を記載してください。
使用する製品の SDS を確認します。製品のラベルと SDS の項目番号 1 に記載されている製品名が一致していることを確認します。
マニュアルの製品名とメーカーの欄を記入します。
- 2 SDS の項目番号 2 の危険有害性の要約 GHS 分類、健康に対する有害性をチェックします。ラベル要素の絵表示のシンボルを確認します(腐食性 、どくろ 、感嘆符 、健康有害性 )。
- 3 SDS の項目番号 3 の組成、成分情報を確認します。含まれている成分が、マニュアルの裏表紙に記載されている場合は、□にチェックを入れてください。
チェックを入れた物質について、㊟、㊞、㊟の対象となっているか確認してください。
発がん物質の有無を確認し、有の場合には、発がん物質の欄に化学物質名を記載します。作業記録 (作業マニュアル)、健康診断の保存期間が 30 年となります。

● 保護具着用管理責任者が記載 (化学物質管理者が記載内容を確認後、作業前日までに)

- 4 記載日の作業内容を従事する作業名に㊟㊞㊟㊟記入してください。
- 5 作業内容・換気状態に応じた呼吸用保護具等 (以下「保護具」という。)を選択し、作業当日に着用する保護具等を確認し、「保護具着用管理責任者 (前日までに)」の欄に保護具名を記載してください。作業内容・換気状態に応じた呼吸用保護具等ご合致しているか確認してください。

● 保護具着用管理責任者または、職長が記載 (作業当日)

- 6 従事する作業名 (㊟㊞㊟㊟)、実際に使用する保護具を記載してください。保護具着用管理責任者または、職長は、上段の欄に記載されているものと合致しているか確認してください。

● 各作業員がサイン (作業開始前)

- 7 作業内容、保護具等の確認後、各作業員が全員サインをしてください。

● 職長が記載 (作業終了時)

- 8 作業終了時に、異常の記録欄に異常があった場合はその内容を、ない場合には、無と記載してください。

● 元請が記載 (作業終了後)

- 9 元請は、異常の記録欄に記載されていることを確認し、元請が確認欄にサインしてください。

GHS による絵表示

危険有害性絵表示	シンボル	危険・有害性の例
	爆弾の爆発	不安定爆発物 火災または飛散危険性 熱すると爆発のおそれ
	炎	引火性液体； 可燃性液体 熱すると火災のおそれ 自然発火； 自己発熱・発火のおそれ 水に触れると可燃性ガスを発生
	円状の炎	火炎助長 酸化性物質 強酸化性物質
	ガスボンベ	可燃性の高いガス； 爆発的に反応するおそれ 高压ガス 凍傷または傷害のおそれ
	腐食性	金属腐食のおそれ 皮膚の薬傷および眼の損傷
	どくろ	飲み込むと生命に危険 飲み込むと有毒 皮膚に接触すると生命に危険 皮膚に接触すると有害 吸入すると生命に危険 吸入すると有毒
	感嘆符	飲み込むと有毒； 皮膚に接触すると有害 吸入すると有害のおそれ 皮膚刺激； 眼刺激 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ オゾン層の破壊により健康および環境に有害
	健康有害性	吸入するとアレルギー・喘息・呼吸困難を起こすおそれ 遺伝性疾患のおそれ 生殖能または胎児への悪影響のおそれ 反復曝露による臓器の傷害
	環境	長期継続的影響により水生生物に毒性